

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（再評価案）の概要

表紙 保護の宣言

I～VIの記載の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える恐れのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言する。

I 基本情報

主な記載項目	概 要
事務の名称	予防接種事務
システムの名称	1 保健衛生システム 2 中間サーバー・プラットフォーム 3 情報連携プラットフォーム 4 ワクチン接種記録システム（VRS） 5 サービス検索・電子申請機能
特定個人情報ファイル	1 予防接種情報ファイル
個人番号を利用する法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項 別表第一の10の項 第19条第6号 第19条第16号

II 特定個人情報ファイルの概要

1 予防接種情報ファイル

主な記載項目	概 要
主な記録項目	個人番号、その他識別情報（内部番号）、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報、健康・医療関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報
使用目的	・対象者を正確に特定するため ・対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するため ・接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo等を把握するため ・接種の自己負担区分を正確に把握するため

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

主な記載項目		概 要
(1)	特定個人情報の入手について	住記システム経由で取得する。 ＜リスク対策＞ ・ 連携するシステムを限定する。 ・ 対象者以外の情報を入手しないよう、4 情報等の確認を徹底する。
(2)	特定個人情報の使用について	正確に対象者を特定するために特定個人情報を使用する。 また、他自治体に提供及び照会する際に使用する。 ＜リスク対策＞ ・ システムの利用の際には、個別ID・パスワードでの認証を行う。 ・ システムを操作したアクセスログを記録している。
(3)	ファイル取扱いの委託について	システム保守・運用 ＜リスク対策＞ ・ 委託契約書に「個人情報保護に関する特約条項」を定め、個人情報の管理と情報セキュリティについて万全の対策措置を徹底する。
(4)	特定個人情報の提供及び移転について	番号法等に基づき特定個人情報を利用することができる業務に対し、特定個人情報の提供もしくは移転を行う。 ＜リスク対策＞ ・ 特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・ 特定個人情報を提供する場면을必要最小限に限定している。
(5)	情報提供ネットワークシステムとの接続について	＜リスク対策＞ ・ 特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。
(6)	特定個人情報の保管及び消去について	＜リスク対策＞ ・ 特定個人情報を保管するサーバーへの入退室管理を行う。 ・ 特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。

IV その他のリスク対策

主な記載項目	概 要
自己点検・監査	【自己点検】 ＜足立区における措置＞ ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 【監査】 ＜足立区における措置＞ ・全項目評価書の記載内容について、特定個人情報保護委員会が発行するガイドラインに基づき、定期的に内部監査を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
従業員に対する教育・啓発	・職員に対し、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修等を実施する。 ・事業者には、事業の従事者に対し、委託契約の仕様に個人情報保護や情報セキュリティに関する教育又は研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

V 開示請求、問合せ

主な記載項目	概 要
開示請求	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
問合せ先（評価実施機関）	足立区 衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当 〒120-0011 東京都足立区中央本町一丁目5番3号 足立保健所2階 03-3880-5449

VI 評価実施手続

主な記載項目	概 要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる
国民・住民等からの意見の聴取	令和4年9月25日から令和4年10月24日まで